

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 評価結果報告書

令和 8 年 7 月

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会

目 次

はじめに

第1章 建設候補地選定の進め方	1
1.1 建設候補地選定委員会について	1
1.1.1 本委員会設置の経緯	1
1.1.2 本委員会の位置づけ	1
1.2 建設候補地選定のフロー及びスケジュール	1
第2章 建設候補地選定基準及び公募要項	4
2.1 建設候補地選定基準	4
2.1.1 選定基準の考え方	4
2.1.2 建設候補地の選定方法	4
2.1.3 建設候補地の選定基準	6
2.2 公募要項	7
2.2.1 応募資格	7
2.2.2 応募要件	7
2.2.3 応募時の提出書類等	7
2.2.4 施設建設地域への地域支援策	8
第3章 評価項目及び評価基準	9
3.1 評価項目	9
3.2 評価基準	9
3.2.1 評価基準の考え方及び評価方式	9
3.2.2 大項目の重み付け	9
3.2.3 小項目の配点	10
3.2.4 採点方法	11
3.2.5 評価項目及び評価基準	11
3.2.6 候補地が1か所となった場合の対応について	14
3.3 調書の作成について	14
3.3.1 地域の合意形成の状況	14
3.3.2 その他	14
第4章 建設候補地の公募及び公有地等からの抽出	16
4.1 建設候補地の公募及び公有地等からの抽出の期間	16
4.2 公募及び公有地等からの抽出の結果（市町及び箇所数）	16
4.3 候補地の位置図	16
第5章 資格判定	19
第6章 第1次評価	20
第7章 第2次評価	22
7.1 第2次評価の概要	22
7.2 地域の合意形成の状況等調書に記述された事項	24
7.3 まとめ	25
おわりに	

はじめに

本報告書は、三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）における広域一般廃棄物処理の実現に向け、その基盤となる処理施設の建設候補地について検討を行うために設置された「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会」（以下「本委員会」という。）の検討成果を取りまとめたものである。

ごみ処理の広域化・集約化については、環境省から「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号）等により方向性が示され、全国的に取り組まれている状況である。本通知では、広域化の必要性として、①持続可能な適正処理の確保、②気候変動対策の推進、③資源循環の強化、④災害対策の強化及び⑤地域への多面的価値の創出の5項目が示されており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくためには、社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。

静岡県においても、「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（令和4年3月静岡県）によって一般廃棄物処理広域化の方向性が示され、3市2町は東部地域における枠組の一つに位置づけられた。

3市2町では、既存のごみ処理施設の老朽化が進行し、延命化措置を講じつつも将来的な更新が共通の課題となっている。また、人口減少やごみ減量の進展が見込まれる中で、各市町が個別に施設整備・運営を行う従来の方式では、財政負担や人材確保の面で持続可能性に課題がある。このような背景の中で、県マスタープランを踏まえ、3市2町は、令和5年度から施設の集約化による広域的なごみ処理の推進に向けた具体的な協議を進め、令和7年3月、副市長及び副町長を構成員とするごみ処理広域化検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置し、ごみ処理広域化の協議検討を行っているところである。

広域化の実現により、建設費の低減や運営の効率化による財政負担の軽減、施設の高度化・効率化による安定的かつ持続可能な処理体制の確保、さらにはごみ発電の実施等による温室効果ガス排出量の削減といった効果が期待される。

一方で、広域処理施設の建設候補地の選定、収集運搬距離の増加に伴う費用や地域住民の理解、処理対象物・施設構成の整理、広域的な組織体制の構築など、解決すべき課題も多岐にわたる。

このうち、とりわけ建設候補地の選定は、地域社会との共存が不可欠であることはもとより、広域化の成否を左右する重要な要素であり、各市町の広域化への参加判断にも大きく影響するものである。このため、3市2町は本委員会を設置し、専門的知見と客観的な評価に基づき、公募及び公有地等から抽出した候補地について、公平かつ透明性のある検討を行うこととした。

本委員会では、候補地選定基準及び評価方法を策定した上で、応募・抽出された候補地について、法規制や環境条件、防災性、地域合意の状況等の観点から段階的な評価を実施するとともに、経済性の観点では候補地が1か所だったことから概算事業費等の検討を行い、その評価及び検討結果を本報告書に取りまとめた。

本報告書が、今後の検討協議会における協議及び3市2町の最善な意思決定に資するとともに、広域的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築に向けた着実な前進につながることを期待する。

令和8年7月

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会
委員長 平井 一之

第1章 建設候補地選定の進め方

1.1 建設候補地選定委員会について

1.1.1 本委員会設置の経緯

3市2町は、令和6年度までのごみ処理広域化協議の中で、各市町が広域化に参加するかどうかの重要な判断要素の一つとして、広域化により市外・町外にごみを搬出することになった場合の収集運搬距離の増加を想定することが必要であり、そのために、3市2町の枠組みにおける広域一般廃棄物処理施設の建設候補地をあらかじめ選定した上で、広域化参加の判断を行うこととした。

そこで令和7年度から、3市2町は、副首長による検討協議会において建設候補地の検討を行うこととし、そのため、本委員会を共同で設置した。本委員会では、公募又は各市町公有地等からの抽出により選出した候補地について、学識経験者と各市町の担当部長が意見を取り交わし、評価検討を行う。

その結果は検討協議会に報告され、各市町は、本委員会による建設候補地の評価結果を考慮し、広域化への参加判断を行う流れとなる。

1.1.2 本委員会の位置づけ

本委員会の位置づけは図1.1に示すとおりである。本委員会は、委員を検討協議会が選任し、3市2町が要綱・覚書によって共同で設置するものである。本委員会では、選定に係る評価、検討及び意見、提言を議論し、その結果を検討協議会に報告する。

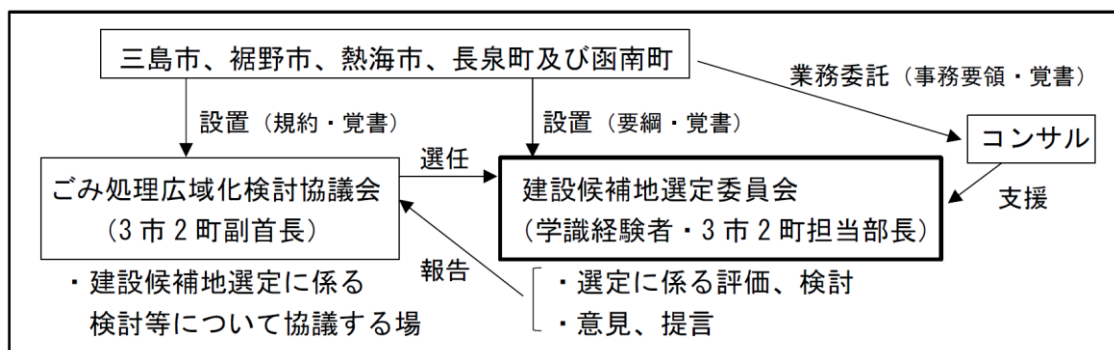


図 1.1 本委員会の位置づけ

1.2 建設候補地選定のフロー及びスケジュール

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフローは図1.2に、候補地選定のスケジュールは図1.3に示すとおりである。

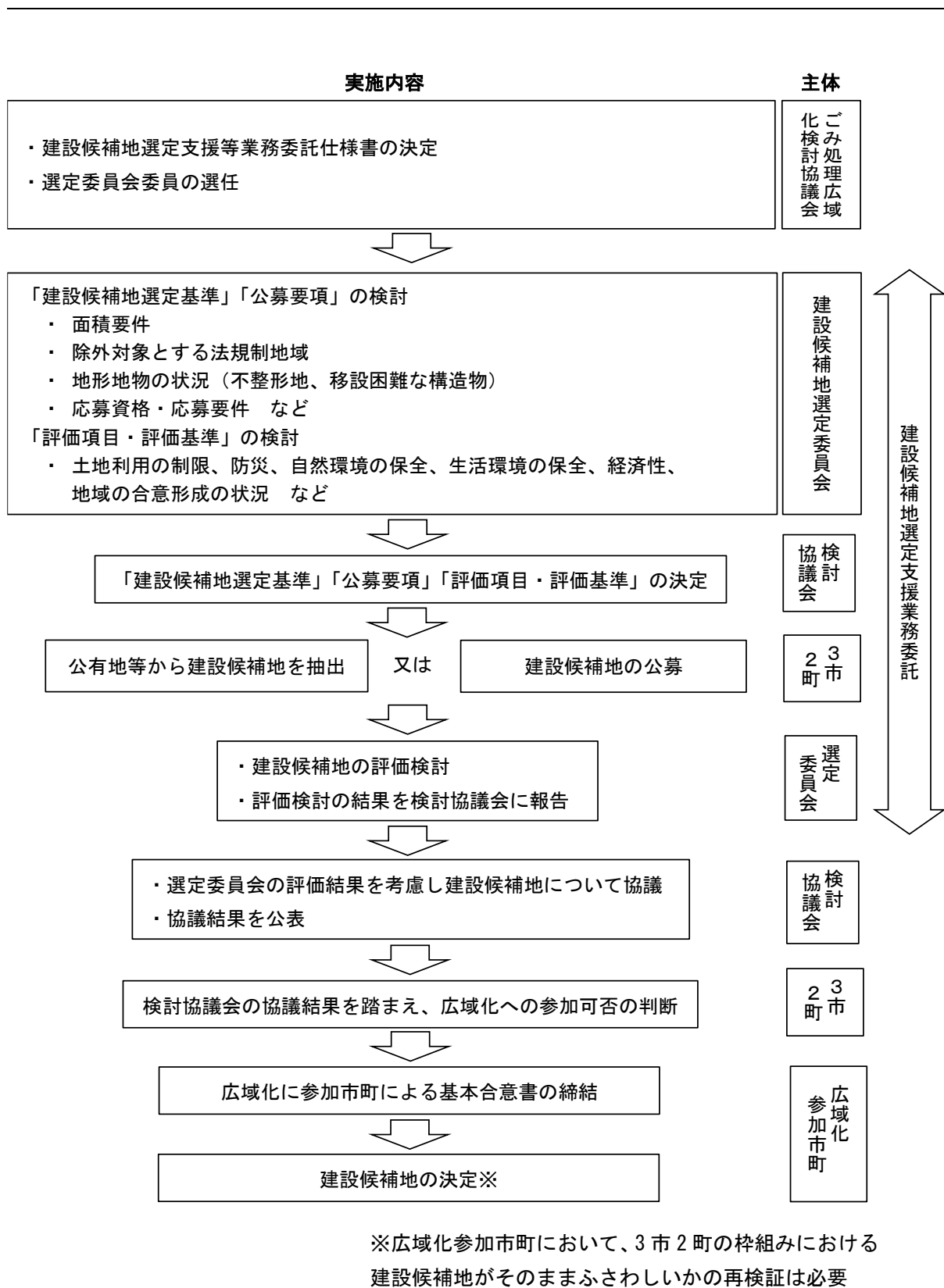


図 1.2 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフロー

第2章 建設候補地選定基準及び公募要項

2.1 建設候補地選定基準

建設候補地選定基準は次に示すとおりである。

2.1.1 選定基準の考え方

3市2町においては、建設候補地選定時点でごみ処理広域化に参加する市町が定まっていないことを踏まえ、次の考え方に基づいて定めた。

(1) 整備を想定する広域一般廃棄物処理施設及び規模

令和6年度に実施した「一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査」（以下「可能性調査」という。）では、広域化によりスケールメリットが最も得られる施設の種別、及び3市2町が全て広域化に参加した場合の施設規模として、表2.1に示す種別を選定し、規模を設定した。

選定基準は、3市2町全てが広域化処理に参加できることとして同条件を想定した。

表 2.1 評価項目及び評価基準

施設の種別	規模
ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	300 t/日程度

※施設の種別（バイオガス化、堆肥化を含む。）及び規模については、今後、広域化に参加する市町において、施設整備基本構想などにより、具体的な検討を行う。

※マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設、ストックヤード）も併設する可能性があるが、広域施設（40t/日程度を想定）となるか、建設地の市や町の単独施設となるか、広域化に参加する市町の既存施設状況を踏まえて検討する。

(2) 新施設稼働目標時期

3市2町の現行のごみ処理施設の老朽化が進み、更新時期が近づいている状況等から可能性調査において検討した整備スケジュールを踏まえ、新施設稼働開始の目標時期を令和19年度※とした。

※本委員会の開始当初は令和18年度を目標としていたが、市町抽出の期間延長に伴って変更した。

2.1.2 建設候補地の選定方法

建設候補地の選定手順は図2.1及び次に示すとおりであり、本委員会では①～③を行う。

- ①建設候補地の選定に当たっては、土地所有者や地域の理解を得ながら円滑に事業を推進するため、各市町の自治会や町内会等に公募する方法、又は各市町がそれぞれの公有地等から抽出する方法により候補地を選出する。
- ②公募要項の作成及び公有地等からの抽出は、選定基準に基づき行う。
- ③公募による候補地及び各市町がそれぞれ抽出した候補地は、検討協議会が別に定める評価基準に基づき、本委員会において、安全・安心、環境、立地条件など幅広い観点から評価検討を行い、その結果を検討協議会に報告する。

- ④検討協議会は、本委員会から報告された建設候補地の評価結果を考慮し、協議した結果を速やかに公表する。
- ⑤3市2町は、検討協議会の協議結果を踏まえ、広域化に参加するか否かの判断を行う。
- ⑥広域化に参加する市町において、ごみ処理広域化に関する基本合意書を締結し、建設候補地を決定する。(令和8年度内を予定)

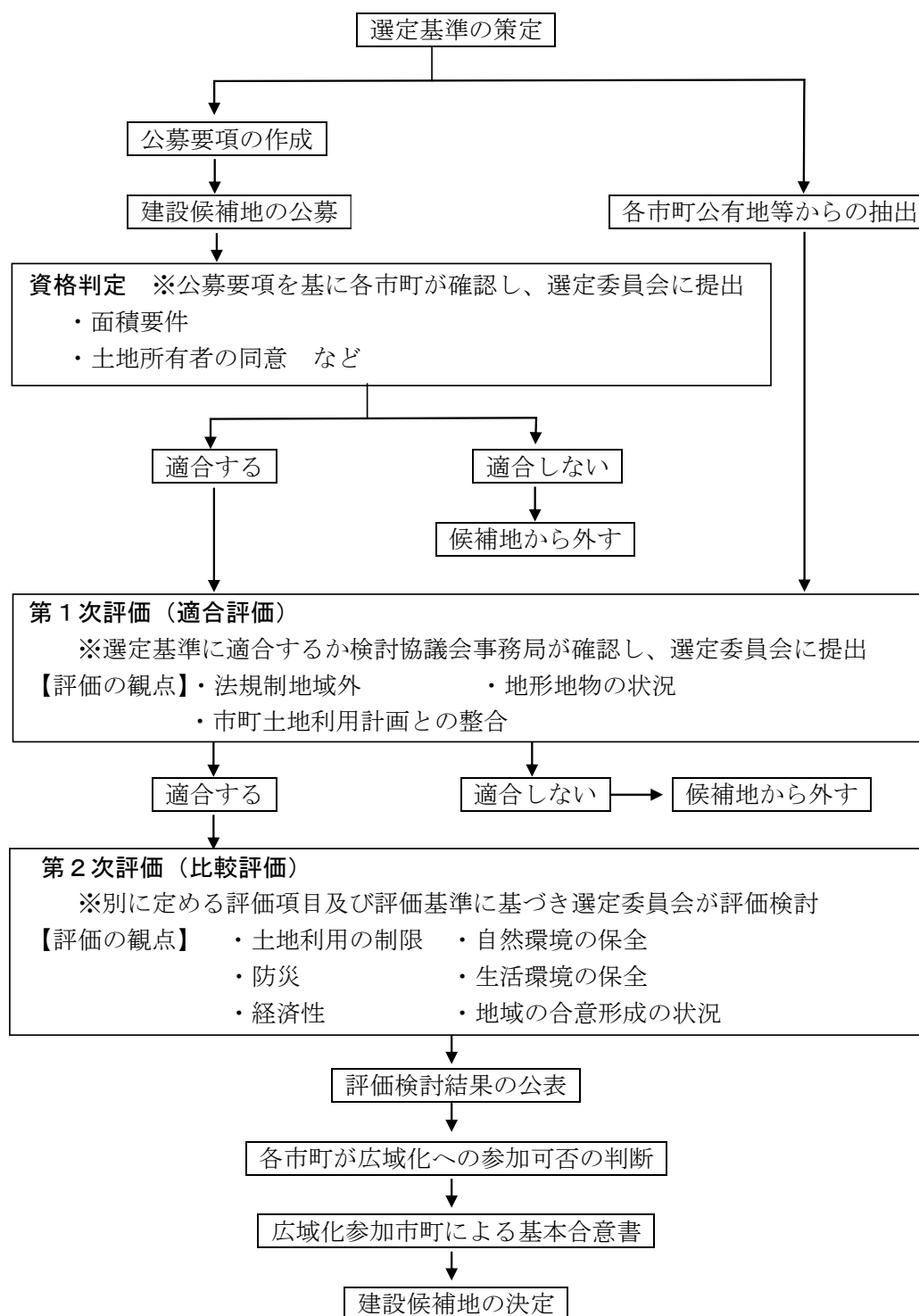


図 2.1 建設候補地選定手順

2.1.3 建設候補地の選定基準

「2.1.1 選定基準の考え方」に基づき、表 2.2 に示すとおり建設候補地の選定基準を設定した。

表 2.2 建設候補地の選定基準

No.	項目	内容	備考
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	・同種規模の処理施設事例、概略配置計画の検討などを基に設定
2	用地取得の確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	・事業の円滑な推進のため、用地取得の確実性が高いこと
3	法規制地域外	広域一般廃棄物処理施設を整備することが困難な規制地域を含まないこと。	・規制の解除が困難な法規制地域として表 2.3 は除外する
4	地形地物の状況	移設が困難な構造物が存置する土地、不整形地の土地は除く	・「移設が困難な構造物」とは高圧鉄塔や鉄道など、「不整形地」とは面積要件を満たしていても施設配置や動線確保が困難な形状の土地
5	市町土地利用計画との整合	他の公共事業計画に該当する土地は除く	

表 2.3 除外対象とする法規制地域

	法律名	除外条件
1	都市計画法	住居系地域及び商業系地域を含む場合
2	河川法	河川区域を含む場合
3	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域を含む場合
4	砂防法	砂防指定地を含む場合
5	地すべり等防止法	地すべり防止区域を含む場合
6	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域を含む場合
7	海岸法	海岸保全区域を含む場合
8	港湾法	港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合
9	自然公園法	国立公園の公園区域を含む場合
10	自然環境保全法	自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合
11	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区を含む場合
12	文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例	国、県及び各市町指定文化財を含む場合

※関係機関との協議により、法規制解除の見込みがある土地は除外対象としない。

2.2 公募要項

建設候補地を公募するに当たり、選定基準に基づき、公募要項を定めた。応募の要領は次のとおりである。

2.2.1 応募資格

応募資格は、「土地が所在する地域内の自治組織※の代表者又は土地所有者」とした。なお、建設候補地の選定に当たっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々の理解と協力が非常に重要であるため、応募者に対し、地元自治会や住民の方々への意向確認の実施状況、及び実施した場合はその方法について、別に定めた様式に基づく調書の作成を求めた。

※自治組織とは、自治会や町内会、区など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体。

2.2.2 応募要件

応募要件は、「公募を実施する市町の行政区域内の土地で、次のいずれの要件にも適合していること」とした。

- 概ね 2ha 以上の土地を確保できること。
- 土地所有者全員の同意が得られていること。
- 暴力団員・反社会的団体の関与がないこと。

なお、建設地については、事業主体となる行政が、原則、売買により取得するものとした。

2.2.3 応募時の提出書類等

応募時の提出書類等として表 2.4、応募地が建設候補地として決定した場合の提出書類として表 2.5 に示す書類を設定した。

表 2.4 応募時の提出書類等

No.	書類名	備考
1	応募申請書	【様式 1】
2	土地明細及び所有者の同意状況等一覧表	【様式 2】
3	自治組織の意向確認の実施状況調書	【様式 3】
4	誓約書	【様式 4】
5	位置図（縮尺 1:5,000 程度で位置が確認できるもの）	任意

表 2.5 候補地決定後の提出書類等

No.	書類名	備考
1	土地所有権移転に関する同意書	【様式 6】
2	土地所有権以外の権利消滅に関する同意書	【様式 7】
3	その他、広域化参加市町が必要と認めた書類	

2.2.4 施設建設地域への地域支援策

公募要項には、地域の環境整備や活性化事業などの地域支援策について、建設候補地決定後に、周辺住民と協議していくことについて記載した。

第3章 評価項目及び評価基準

3.1 評価項目

評価項目は、1. 土地利用の制限、2. 生活環境の保全、3. 自然環境の保全、4. 防災、5. 地域の合意形成の状況、6. 経済性の観点から設定した。

2. 生活環境の保全では、候補地選定段階であることを踏まえ、現地確認及び既存情報により評価できる内容として項目を設定し、大気質、悪臭などのように影響範囲が広範囲に及ぶ項目については、事業実施段階において、環境影響評価により検討を行う考えをとった。

同様に、3. 自然環境の保全についても、既存情報によって確認できる範囲で評価を行い、詳細な検討は、事業実施段階において現地調査に基づく環境影響評価により行う考えとした。

3.2 評価基準

3.2.1 評価基準の考え方及び評価方式

評価基準の考え方は表 3.1 に示すとおりである。また、評価方式については、積み上げ方式と平準化方式（大項目間）を比較検討し（表 3.2 参照）、本件の評価では下記 3.2.2 のとおり大項目で重み付けを行うことから、小項目の数に左右されず、大項目の重み付けを表現することができる「平準化方式」を採用した。

表 3.1 評価基準の考え方

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・評価の結果をわかりやすく定量的に示すため、重要度を勘案（重み付け）した配点に基づき点数化し、候補地を比較評価する（点数評価）。・併せて、地域の合意形成に関する評価など、点数評価だけでは的確な判断が困難な事項は、点数評価を補完することを目的に、記述式の調書（別添様式）を作成する。 |
|---|

表 3.2 比較検討した評価方式の概要

積み上げ方式	小項目ごとの点数を加えて合計点を算出する方式であり、小項目の項目数が多い大項目に重み付けされる傾向がある。
平準化方式 (大項目間)	積み上げ方式による集計後、あらかじめ重み付けにより設定した大項目配点内の比率で再計算する。小項目数に左右されない採点が可能となる。

3.2.2 大項目の重み付け

大項目は、3 市 2 町において、建設候補地選定で重視する項目を社会情勢、各市町の重点課題、事業の実現性等を基に検討し、表 3.3 に示すとおり重み付けを行い、配点した。なお、市民・町民へのわかりやすさから、100 点満点で配点した（表 3.3 参照）。

表 3.3 大項目の重み付け

大項目	観 点	配点
1. 土地利用の制限	法律等によって規制、指定された区域等を含む場合は、指定の解除や対策の検討が必要であり、事業実現性に影響することから、規制等の状況を確認する。	10
2. 生活環境の保全	処理施設周辺の生活環境への影響については、候補地決定後の環境影響評価で実施するものであるが、候補地検討段階として、住居や病院・学校等との距離や廃棄物運搬車両の通行が与える影響を検討する。	10
3. 自然環境の保全	貴重な動植物の生息環境への影響に関して、施設側での対応が困難と考えられて制約を受けた事例があることを踏まえ、候補地検討段階において、国や県等による既存の調査結果を確認する。	10
4. 防災	昨今、頻発化する大規模自然災害に備え、災害発生時における生活ごみの処理の継続、早期復旧、復興に向けた災害廃棄物処理の観点から、アクセスルートを含めた処理施設の立地条件を検討する。	20
5. 地域の合意形成の状況	施設建設に対する地域住民の理解と協力は、事業の成否を決定づける要素となりうるため、自治組織等への意向確認の状況等を確認する。	25
6. 経済性	財政負担は各市町において共通の重要課題であり、市町の政策全般に及ぼす影響が大きいため、事業に要する費用を相対的に検討する。	25
合計		100

3.2.3 小項目の配点

小項目の配点は、◎を5点、○を3点、△を1点、×を0点とし、5点満点を基本とした。ただし、以下の項目は、表 3.4 に示すように、一部の小項目については重要な項目として配点を2倍又は4倍した。

なお、小項目の採点の結果、×がついた項目は、事業の実現性に重大な影響を及ぼすリスクとなりうるが、第2次評価では、候補地として不適合との結論を出すことはせず、その評価結果を検討協議会に報告し、検討協議会での候補地選定協議において当該事項を十分に考慮するものとした。

表 3.4 小項目の配点に重み付けした項目及びその理由

- ・「4-1-1 地形地質状況」：頻発化する自然災害への対応として処理の継続の観点から重視するため。
- ・「5-1-1 自治組織の意向確認状況」：建設候補地の選定にあたっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々の理解と協力が非常に重要であるため。
- ・「6-1-1 用地取得費、造成費、道路整備費」：経済性の検討の中で、全体事業費に占める割合が高い費用であるため。
- ・「6-4-1 各市町からのごみの輸送距離」：広域一般廃棄物処理施設までの収集運搬距離は、各市町の広域化への参加判断に重要な要素となるため。

3.2.4 採点方法

大項目の採点は「大項目配点(A)×小項目採点(C)／小項目配点(B)」とし(小数点以下第二位を四捨五入)、大項目採点の合計点を各候補地の点数評価の点数とした。

3.2.5 評価項目及び評価基準

評価項目は、表 3.5(1)から表 3.5(3)に示すとおり大項目、中項目、小項目に分類し、小項目ごとに設定理由及び評価基準を設定した。

表 3.5(1) 評価項目及び評価基準

評価項目			評価基準	大項目 配点	小項目 配点	
大項目・中項目	小項目	設定理由				
1. 土地利用の制限						
1-1	土地利用規制	1-1-1	山地災害危険地区	法律に基づく指定ではなく規制はないが、県が山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものであり、考慮する必要がある。	◎：周辺に山地災害危険地区がない。 ○：周辺に山地災害危険地区があるが、影響を回避して施設配置することが可能。 △：周辺に山地災害危険地区があり影響が懸念される。	5
		1-1-2	保安林（森林法）	保安林は、水源のかん養等の目的達成のために指定されており、解除に当たってはその理由が消滅することを示し、農林水産大臣又は県知事に申請を行って認められる必要があるため。	◎：保安林を含まない。 △：保安林を含む。	5
		1-1-3	土砂災害防止法	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす可能性が考えられるため。	◎：土砂災害警戒区域を含まない。又は土砂災害警戒区域を含むが、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れはない。 △：土砂災害警戒区域を含んでおり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れがある。	5
		1-1-4	農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）	農用地（青地）に指定されている土地は農振除外が必要となるため。	◎：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当しない。 △：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当する。	5
		1-1-5	河川保全区域（河川法）	堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域であり、施設整備においても許可及び対応が必要となるため。	◎：河川保全区域を含まない。 △：河川保全区域を含む。	5

表 3.5 (2) 評価項目及び評価基準

評価項目					評価基準	大項目 配点	小項目 配点
大項目・中項目	小項目		設定理由				
2. 生活環境の保全（環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目）							
2-1	騒音、振動	2-1-1	騒音規制法等に基づく規制基準において特に配慮を要する施設（学校、保育所、病院等）との距離	静穏を要する施設及び地区とは離隔を確保することが好ましいため。	◎：保全対象施設が100m圏内に存在しない。 ○：保全対象施設が50m～100m圏内に存在する。 △：保全対象施設が50m圏内に存在する。	10	5
		2-1-2	住居・集落との距離	生活環境の保全上、施設との一定の離隔を確保する配慮が求められるため。	◎：直近住居・集落が100m圏内に存在しない。 ○：直近住居・集落が50m～100m圏内に存在する。 △：直近住居・集落が50m圏内に存在する。		5
	2-2	車両影響	2-2-1	排ガス、騒音、振動、悪臭、安全	収集運搬車両が集中することによる影響を受ける住民は少ないほうが好ましいため。		◎：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の少ない幹線道路である。 ○：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。 △：候補地近傍のアクセス道路が生活道路である。
						小計	15
3. 自然環境の保全（候補地検討段階において実施可能な調査を考慮した項目）							
3-1	貴重な動植物の保護（現地踏査を実施）	3-1-1	植生自然度の高い群落の有無	自然環境保全の観点から、希少生物等の生息情報が得られている箇所に配慮が必要であるため。	◎：植生自然度9以上（自然植生）に該当しない。 ○：植生自然度9以上（自然植生）を含む（面積の半分未満）。 △：大半が植生自然度9以上（自然植生）（面積の半分以上）。	10	5
		3-1-2	巨樹・巨木の存在		◎：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在しない。 ○：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在するが、回避して施設配置することが可能。 △：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在し、施設配置上、回避できない。		5
		3-1-3	希少生物の存在		◎：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含まない。 △：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。		5
						小計	15
4. 防災							
4-1	候補地の災害リスク	4-1-1	地形地質条件 ※4-1-2液状化想定、4-1-3浸水想定レベル以外の観点によるリスク	地形地質条件により災害時の施設の継続稼働に与えるリスクが異なるため。	◎：施設の継続稼働に影響を与えるリスクが少ない。 ○：地形地質条件に懸念があるが、対策工事により、リスクを低減できる。 ×：施設の継続稼働に影響を与えるリスクがある。	20	10
		4-1-2	液状化想定	液状化により施設の運転が継続困難となる可能性が考えられるため。	◎：液状化が生じる可能性が小（PL値<5） ○：液状化が生じる可能性が中（5<PL≤15） △：液状化が生じる可能性が高（PL>15）		5
		4-1-3	浸水想定レベル	浸水想定レベルに応じて施設の被害へ備えが異なり、災害時の処理継続にも影響するため。	ハザードマップにおける最大浸水深 ◎：0.5 m 未満のエリアに該当する。 ○：0.5～3.0 m 未満のエリアに該当する。 △：3.0 m以上のエリアに該当する。		5
	4-2	運搬ルートの災害リスク	4-2-1	運搬ルートとなる道路について、自然災害による通行止めなどのリスクが想定される場合、ごみ処理の継続性に影響するため。	◎：災害による通行止めのリスクが少ない。 ○：災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。 △：災害による通行止めのリスクがある。	5	
					小計	25	

表 3.5 (3) 評価項目及び評価基準

評価項目						大項目 配点	小項目 配点
大項目・中項目	小項目		設定理由		評価基準		
5. 地域の合意形成の状況							
5-1	用地取得の実現性	5-1-1	自治組織の意向確認 状況	地域の理解がより得られる事業 推進を目指すため。	◎：自治組織への意向確認を実施済み（総会に よる議決済み）又は候補地がどの自治組織にも 属していない。 ○：自治組織への意向確認を実施済み（役員会 や一部の議決によるもの）。 △：自治組織への意向確認は実施していない （説明会や文書等による周知のみ） ×：自治組織への意向確認を実施していない （周知を行っていない。） ※本項目における自治組織の範囲は、候補地が 所在する自治組織とする。	25	20
		5-1-2	土地所有者以外の権 利者の存在	借地権、耕作権、抵当権など、 土地所有者以外の権利者がいる 場合には個別に協議を行う必要 があるため。	◎：土地所有者以外の権利者はいない。 ○：土地所有者以外の権利者が平均以下存在する。 △：土地所有者以外の権利者が平均より多く存在する。		5
							小計
6. 経済性							
6-1	施設整備費以外の 費用	6-1-1	用地取得費、造成 費、道路整備費（既 存2車線道路までの 整備費）	建設候補地ごとに必要となる用 地取得費、造成費、道路整備費 は異なり、事業費に影響するた め。	用地取得費、造成費及び道路整備費の概算費用 を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最も安い候補地 の金額／当該候補地の金額」	25	10
6-2	インフラ条件	6-2-1	上水道の整備状況	上水道が近傍まで整備されてい れば新たな整備が不要となるた め。	◎：接続できる給水管がある。 ○：接続できる給水管までの距離が全候補地の 平均以下。 △：接続可能な給水管までの距離が全候補地の 平均より長い。		5
		6-2-2	下水道の整備状況	排水先として下水道が選択でき ればエネルギー回収効率向上が 見込めるため。	◎：公共下水道整備計画区域内であり、かつ下 水道管が近傍まできており接続が可能。 ○：下水道整備計画区域内であるが、下水道管 が近傍に無く接続のためには下水道工事の検討 が必要。 △：下水道整備計画区域外		5
		6-2-3	変電所、特別高圧線 からの距離	変電所、特別高圧線の有無に よってそれらの設置費用が発生 する可能性が異なるため。	◎：変電所又は特別高圧線が隣接している。 ○：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地 の平均距離以下。 △：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地 の平均距離より長い。		5
6-3	広域の収集・運搬 の負荷	6-3-1	各市町からのごみの 輸送距離	収集運搬費用に影響するため。	各市町の人口重心点から候補地までの輸送距離 の合計を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最短の候補地の 距離／当該候補地の距離」		10
		6-3-2	中継施設の設置の可 能性	中継施設の設置により、事業費 に影響するため。	◎：各市町の人口重心点からの想定輸送距離が 18kmを超えない。 ○：各市町の人口重心点からの想定輸送距離が 18kmを超える市町が1つある。 △：各市町の人口重心点からの想定輸送距離が 18kmを超える市町が2つ以上ある。		5
						小計	40

3.2.6 候補地が1か所となった場合の対応について

第2次評価の評価対象となる建設候補地が1か所のみとなった場合には、次のとおり当該候補地の評価検討を行うこととし、点数評価は75点満点として採点することとした。

- ①大項目「1.土地利用の制限」、「2.生活環境の保全」、「3.自然環境の保全」、「4.防災」、「5.地域の合意形成の状況」は、評価基準により点数評価を行う。
- ②大項目「6.経済性」は、複数の候補地間の相対的な評価としている項目が多いことから評価基準による点数評価は行わず、検討協議会における建設候補地選定協議に資することを目的として、用地取得費・造成費等の概算費用等、検討した結果を示す。

3.3 調書の作成について

3.3.1 地域の合意形成の状況

大項目の「5.地域の合意形成の状況」について、点数評価を補完することを目的に記述式の調書を作成することとした。

○ 作成方法

候補地が所在する市や町が、自治組織との意見交換を行い、地元住民の合意形成の状況について客観的な事実を記述する。

○ 記述の観点

応募や公有地等抽出に当たっての住民への周知方法や状況、合意形成の状況（総会又は役員会での議決や同意の状況）、反対する意見の存在など。

○ 記述の対象とする自治組織の範囲

候補地が所在する自治組織は必須とし、隣接する自治組織や収集運搬ルートを含めてどこまでを範囲とするかは地域の事情やつながり等の関連性を考慮する。これらの関連性は、地域ごとに異なることから、一律に設定せず、候補地が所在する市や町が、自治組織と協議を行いながら候補地ごとに検討する。

なお、候補地がどの自治組織にも属していない場所である場合には、候補地が所在する市や町において、事業の実現性を確保する観点から、地域の合意形成が必要と考えられる周辺の自治組織の範囲について、慎重に検討・判断する。

3.3.2 その他

加点的要素や留意すべき事項として、表3.6に示す項目について調書に記述することとした。

表 3.6 加点的要素や留意すべき事項

①余熱利用の可能性 (熱利用施設活用の可能性)	熱利用は発電に比べてエネルギー回収率が高い手段であり、熱利用施設を有効に活用することは温暖化対策に有効である。そこで、近隣のエネルギー需要施設の存在等の状況を確認する。
----------------------------	--

②敷地面積 (敷地の汎用性)	敷地面積に余裕があれば施設配置が柔軟になり、メンテナンス性も向上する。また、熱利用施設や CO ₂ 回収施設の整備等の選択肢が増える。そこで、敷地面積等をもとに敷地の汎用性について検討する。
③大規模な切土の可能性 (残土処分費への影響)	近年の残土処分費の高騰を踏まえ、土地の形状や傾斜を基に、大規模な切土を行う可能性について検討する。
④その他	①～③のほか、付記すべき留意事項があれば記述する。

第4章 建設候補地の公募及び公有地等からの抽出

4.1 建設候補地の公募及び公有地等からの抽出の期間

公募の期間：令和7年7月28日から令和7年10月31日まで

公有地抽出の期間：令和7年7月18日から令和8年3月31日まで※

※当初は公募と同じく令和7年10月31日までを予定していたが、構成市町から、地域住民との調整のための時間を確保したい旨の意向が示され、検討協議会にて協議し、令和8年3月31日まで期間を延長した。

4.2 公募及び公有地等からの抽出の結果（市町及び箇所数）

公募結果：1 箇所（函南町平井地内、以下「函南町候補地」という。）

公有地抽出結果：1 箇所（熱海市熱海字笹尻地内、以下「熱海市候補地」という。）

4.3 候補地の位置図

候補地の位置図は図 4.1 に示すとおりである。

所在：函南町平井 1721-142 ほか

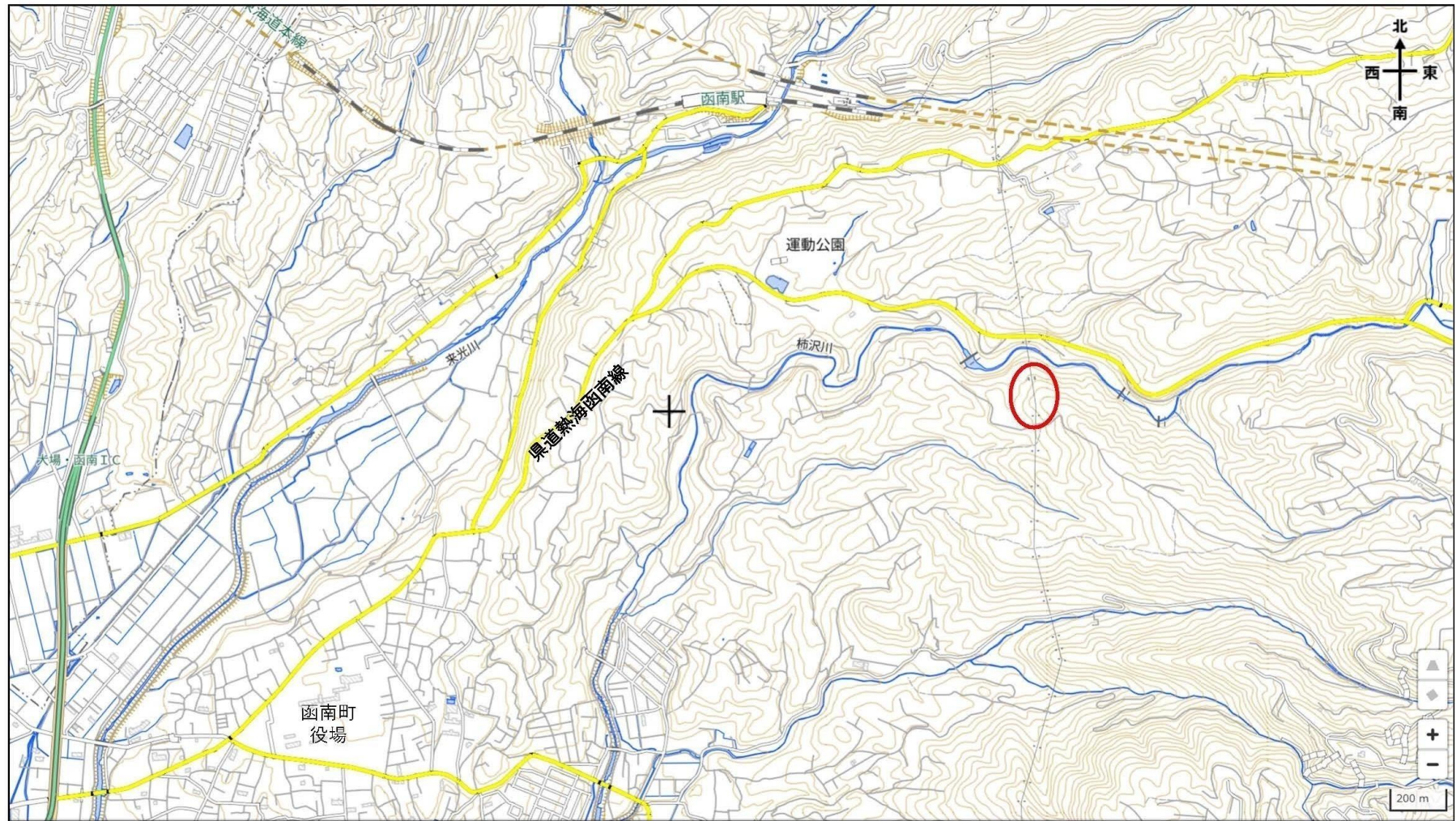


図 4.1(1) 函南町候補地位置図

所在：熱海市熱海字笹尻 1804 番 70 ほか

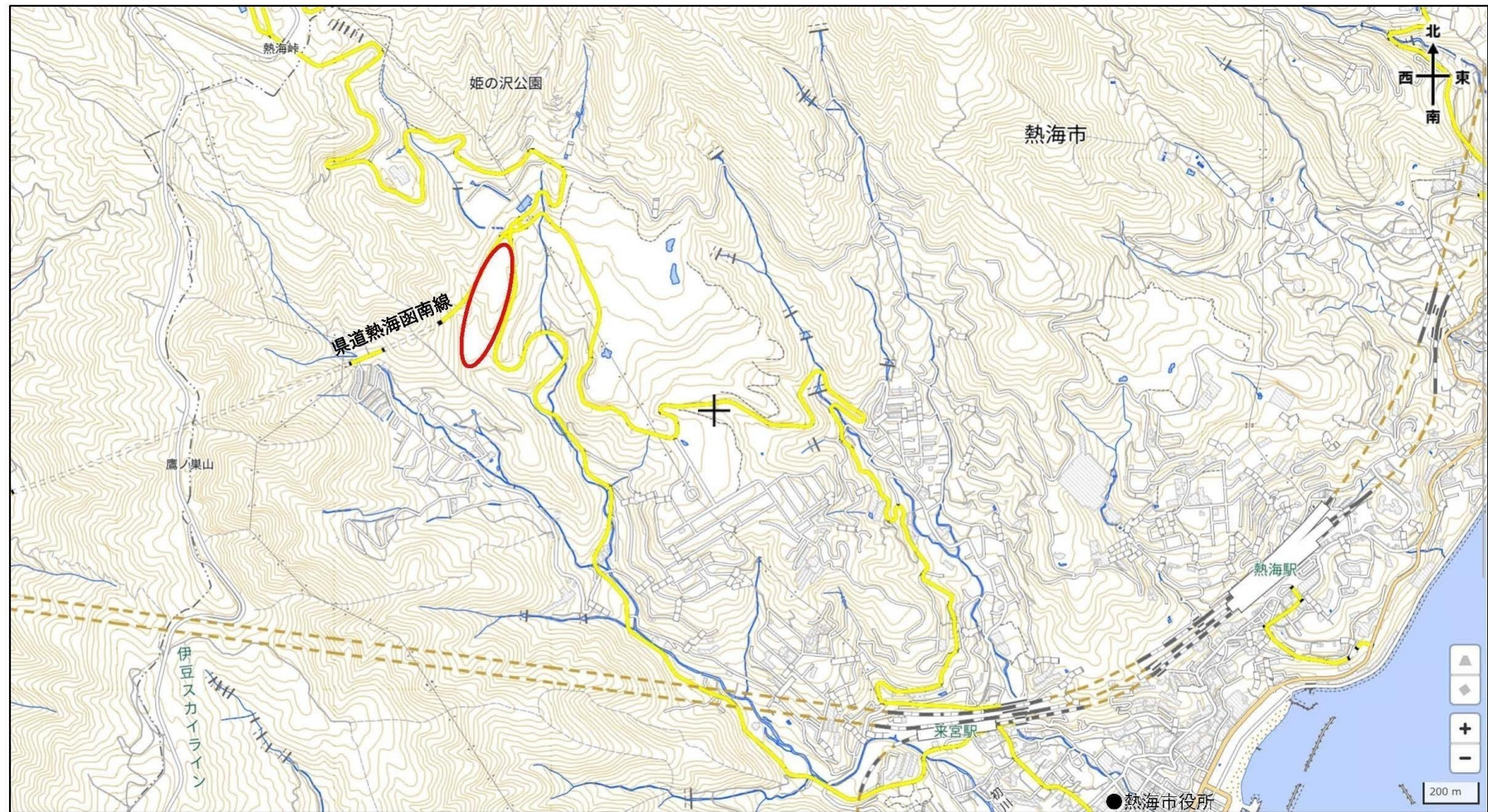


図 4.1(2) 熱海市候補地位置図

第5章 資格判定

公募に対する応募があった函南町候補地について、所在がある函南町において公募要項を基に確認した。

資格判定結果は表 5.1 に示すとおりであり、候補地は応募資格及び応募要件に適合するものと判断した。

表 5.1 資格判定結果

項目	条件	内容	判定結果
応募資格	土地が所在する地域内の自治組織の代表者又は土地所有者	土地所有者による申請	適合
応募要件	概ね 2ha 以上の土地を確保できること。	土地面積 2.3ha	適合
	土地所有者全員の同意が得られていること。	土地所有者は申請者のみ	適合
	暴力団員・反社会的団体の関与がないこと。	申請書【様式 4】より確認	適合
資格判定結果			適合

第6章 第1次評価

検討協議会事務局において公募及び公有地抽出による2候補地について選定基準に適合するかを確認し、検討協議会幹事会（構成員：3市2町担当課長）における協議を経て、本委員会に結果が提出された（第1次評価（適合評価））。その結果は表6.1及び表6.2に示すとおりであり、函南町候補地は選定基準に「適合しない」、熱海市候補地は「適合する」と評価された。

表 6.1 第1次評価（適合評価）結果（函南町候補地）

No.	項目	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね2ha以上の土地	面積は約2.3ha	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	土地所有者同意あり	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を整備 することが困難な規制地域を 含まないこと。	下記【評価の概要】のとおり	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置する 土地、不整形地の土地は除く。	下記【評価の概要】のとおり	×
5	市町土地利 用計画との 整合	他の公共事業計画に該当する土 地は除く	函南町総合計画、都市計画 マスタープラン等をもとに 確認した結果、公共事業等 の計画されている地域では ない。	○

第1次評価結果（適合評価）	適合しない
---------------	-------

【評価の概要】

- 「1. 面積要件」、「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- 「3. 法規制地域外」については、砂防指定地を含む土地であったため、応募された内容では要件を満足しないとの評価になる。ただし、砂防指定地と重なる部分の面積を差し引いても「1. 面積要件」の概ね2ha以上の土地を確保できることから、要件を満足すると評価する。
- 「4. 地形地物の状況」については、応募地は2つの土地に分かれており合わせて2ha以上となるものであるが、土地の間に町有地の道（幅員約2m）及び鉄塔が存在し、応募地には送電線路に関する地役権が設定されている土地が含まれている。また、標高差が70m前後ある土地であることから造成を行うことで利用可能面積が更に減少することが考えられる。「3. 法規制地域外」における砂防指定地を除外する条件と併せて概略の造成面に関する検討を行ったところ、4,000～5,000 m²程度の平坦地を確保できる可能性があるが、造成面の形状を考慮すると、建物が配置できる面積は更に小さくなる。厳しい地形条件や鉄塔・送電線の存在により施設計画に制約が生じる可能性を併せて考慮した結果、整備を想定する施設を配置する実現性が低く、不整形地と判断した。

上記の検討により、第1次評価では、選定基準に適合しないと評価する。

表 6.2 第 1 次評価（適合評価）結果（熱海市候補地）

No.	項目	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	抽出面積約 25ha のうち一部	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	熱海市公有地から抽出	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を整備 することが困難な規制地域を含 まないこと。	下記【評価の概要】のとおり	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置する 土地、不整形地の土地は除く	下記【評価の概要】のとおり	○
5	市町土地利 用計画との 整合	他の公共事業計画に該当する土 地は除く	熱海市総合計画、都市計画 マスタープラン等をもとに 確認した結果、公共事業等 の計画されている地域では ない。	○

第 1 次評価結果（適合評価）	適合する
-----------------	------

【評価の概要】

- ・ 「1. 面積要件」については、抽出面積約 25ha のうち、過年度熱海市が実施した「新廃棄物処理施設建設候補地調査報告書（令和 4 年 3 月）」において建設候補地として設定した範囲を対象とし、面積要件を満足していると評価する。
- ・ 「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- ・ 「3. 法規制地域外」については、第二種中高層住居専用地域に指定されているが、都市計画法に基づく都市施設としての計画決定手続に併せて用途地域の変更を行うこととされており、法解除の見込みがあることから要件を満足するものと評価する。
- ・ 「4. 地形地物の状況」については、高低差の大きい敷地の中に、北側を県道に面する上段と、東側を県道に面する下段の 2 つの平坦地があり、これらの土地を活用・拡張し配置を検討することが妥当である。造成の概略検討を行った結果、上段の平坦地を造成により拡張することで想定する施設が配置できるものと判断する。なお、下段の平坦地には、別棟でマテリアルリサイクル推進施設を配置することも考えられる。

上記の検討により、第 1 次評価では、選定基準に適合すると評価する。

第7章 第2次評価

7.1 第2次評価の概要

第1次評価（適合評価）において選定基準に適合するものと評価された熱海市候補地に対し、第2次評価を実施した。第2次評価の概要は表 7.1 に示すとおりである。

表 7.1 第2次評価の概要

大項目	主な確認内容	採点/配点
1. 土地利用の制限	防災の観点及び法規制等の指定解除や対策に時間を要する可能性の観点から、土地利用規制に関する評価を行った。 その結果、山地災害危険地区、保安林、土砂災害警戒区域、農用地区域、河川保全区域について、いずれの区域等にも含まれていないことを確認した。	10.0/10 点
2. 生活環境の保全	候補地選定段階であることを踏まえ、現地確認及び既存情報に基づき、騒音、振動及び車両影響に関する評価を行った。 その結果、騒音及び振動について、発生源に近いほど影響が大きくなる特性を考慮し、候補地近傍の状況を確認したところ、周囲 100m 圏内には住居や学校等が存在しないことを確認した。また、搬入道路の交通量を混雑度の指標と比較したところ、アクセス道路は混雑度の多い幹線道路であると確認した。	8.7/10 点
3. 自然環境の保全	候補地検討段階であることを踏まえ、既存情報によって確認できる範囲で貴重な動植物の保護に関する評価を行った。 その結果、自然植生には該当せず、巨樹・巨木も存在しない場所であることを確認した。また、希少生物の存在については、静岡県レッドデータブックに掲載されている 34 種の動植物の分布域が含まれていることを確認した。	7.3/10 点
4. 防災	候補地周辺の地形、活断層の分布状況及び地質、過去の地形図との比較並びに現地踏査等により、候補地の災害リスクに関する評価を行った。 その結果、上段の平坦地を活用する場合においては、火山性堆積岩類から成る地質において切土により形成された安定した地盤であると考えられ、施設の継続稼働に影響を与えるリスクが少ないことを確認した。 各市町ハザードマップや過去の災害履歴等をもとに運搬ルート上の災害リスクに関する評価を行った。 その結果、熱函道路の通行止めリスクが想定されるが、その場合でも迂回路が確保でき、代替経路として十分利用可能な範囲で、遠方にはならないことを確認した。	18.4/20 点
5. 地域の合意形成の状況	・ 候補地は、自治組織に属さない土地であること及び土地所有者以外の権利者がいないことを確認した。	25.0/25 点
合 計		69.4/75 点

6. 経済性	建設候補地が 1 か所となったことから、点数評価は行わず、以下のとおり検討を行った。なお、概算費用については、「4. 防災」の評価を踏まえ、上段側の土地のみを活用するものとして検討した。また、現時点で得られた情報や条件での推定値であること、建設工事資材価格及び労務費が近年急激に上昇していることに留意が必要である。 ・ 用地費…固定資産税路線価（令和 7 年度）を基に推算した結果、2～3 億円程度と想定。 ・ 造成工事費…概略造成設計を基に推算した結果、6～7 億円程度と想定。 ・ 道路整備費…熱海市による過年度の検討資料における数量を参考に推算した結果、2～3 億円程度と想定。 ・ 上水道…近隣の配水管からの給水が考えられ、0.2 億円と想定。 ・ 下水道…下水道接続の概算費用を試算した結果、2 億円程度と想定。事業実施段階において、無放流方式との比較検討が必要。 ・ 特別高圧線からの距離…最も近い鉄塔まで、トンネルの尾根を越える必要があり、地形、地質条件等による増加要因も考えられる。事業実施段階において、想定される売電収入との比較検討が必要。 ・ ごみの輸送距離、中継施設の設置の可能性…中継施設導入の目安（18km 以上）を超えるのは、三島市、裾野市、長泉町である。この 2 市 1 町においては、片道距離が約 15～24km、現在との比較で 4～7 倍程度に増加すると想定。
--------	--

また、第 2 次評価において、最も評価の高い「◎」と採点されなかった小項目と、その課題及び留意事項は表 7.2 のとおりである。

表 7.2 第 2 次評価において「◎」の採点以外の小項目及び課題・留意事項

小項目	評価結果	課題・留意事項
2-2-1 排ガス、騒音、振動、悪臭、安全	○：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。	・ 候補地近傍は住宅地ではなく、現状で渋滞の発生が多い路線ではないが、熱函道路において函南方面からの収集運搬車両が新たに加わる場合、笹尻交差点手前からの右折進入となることから、進入車両の待機による渋滞等が生じないように、道路拡幅等の整備が必要と考える。
3-1-3 希少生物の存在	△：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。	・ 静岡県レッドデータブック掲載の 34 種の希少生物の分布を確認した。同書の分布図は約 10km 四方単位（一部はその 1/4）の広域的な情報であるため、事業実施段階では環境影響評価手続き※における詳細な現地調査を実施し、その結果に応じて適切な保全措置を講じる必要がある。 ※本事業は静岡県環境影響評価条例の第 1 種事業に該当する。

4-2-1 運搬ルート の災害リスク	○：災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。	・熱函道路は、災害時の通行止めのリスクが想定されるものの、静岡県第1次緊急輸送路等に指定されており、優先的な道路復旧が見込まれる。また、通行止めとなった場合でも国道246号～国道1号～県道20号の迂回路が確保でき、代替経路として十分利用可能な範囲であり、遠方にはならない。 ・一方で、土砂災害警戒区域等の区域指定状況や災害履歴等を考慮すると、複数の道路が自然災害で同時に通行止めになる可能性も否定できないことから、迂回路の活用のほか、収集運搬の一時停止時の周知方法や対応の整理など、事前に対策を講ずることが重要と考えられる。
-----------------------	--	---

7.2 地域の合意形成の状況等調書に記述された事項

大項目の「5. 地域の合意形成の状況」等に関し、点数評価を補完することを目的に、候補地が所在する熱海市が作成した記述式の調書の概要は、次のとおりである。

- ・熱海市候補地はどの自治組織にも属さない区域ではあるものの、公有地からの候補地抽出に際し、これまで熱海市では、以下のとおり住民説明会や関係機関への状況報告等を重ね、当該土地を候補地として応募する旨の周知を図っている。
 - ① 熱海市町内会長連合会 役員会（4回）
 - ② 近隣地区町内会長（4回）
 - ③ 近隣施設（12回）
 - ④ 住民説明会（20回）
 - ⑤ 市関連団体等（1回）
 - ⑥ 熱海市廃棄物減量等推進審議会（3回）
- ・周知の方法は、上記①～⑥への状況報告であり、その中で「住民への丁寧な説明と周知に努めること」「広域化に伴う周辺道路状況への影響を考慮すること」などの意見や、広域化した場合のごみの分別方法に関する質問があったが、これまでのところ状況報告に対する反対意見は挙がっていない。

表 7.3 加点的要素や留意すべき事項として整理した内容

項目	概要
余熱利用の可能性	・候補地北側約170～500m圏の姫の沢公園がある。 ・公園施設（ビジターセンター、広場等）の冷暖房や各種設備、及び近隣施設における活用の可能性も含め、可能な範囲で検討を進めていく。
敷地面積	・面積は約5.5haあり、上段側と下段側の両方を活用する場合には、エネルギー回収型廃棄物処理施設に加え、マテリアルリサイクル推進施設を別棟で設置できる可能性が考えられる。

大規模な切土の可能性	・ 上段平坦地を活用する場合は、盛土工による不足土が生じ、大規模な切土は発生しない見込みである。下段側を活用する場合、場内道路整備による残土が生じるが、上段側の造成に利用することで残土量の削減が可能と考えられる。
------------	--

7.3 まとめ

第2次評価の結果、上段の平坦地を活用することを前提とした場合、熱海市候補地は69.4点(75点満点)であった。全17項目の小項目のうち、最も評価の高い「◎」が14項目、続いて「○」が2項目、「△」が1項目であり、事業の実現性に重大な影響を及ぼすリスクとなりうる「×」は0項目であった。

以上のことから、熱海市候補地の上段側は、広域一般廃棄物処理施設の建設用地として適性の高い場所であると考えられる。

一方で、事業化に当たっては、表7.2において「◎」と採点されなかった項目及び本選定委員会における評価の過程で明らかとなった次の点に特に留意し、検討を進めていく必要がある。

- ・ ごみ処理施設の整備に当たっては、地元住民の理解の上に事業を進めることが不可欠である。熱海市候補地はどの自治組織にも属さない区域ではあるものの、これまで熱海市では、資料1-3の調書に記述されているように、当該土地を候補地として応募するに当たり、住民説明会や関係機関への状況報告等を重ね、周知を図っている。今後、住民の理解と協力を得ながら事業を円滑に進めていくためには、引き続きコンプライアンスの遵守はもとより、積極的な情報公開と地域への丁寧な説明、手続きの適切な執行管理に十分留意しながら事業を行っていくこと。
- ・ 環境影響について、本選定委員会では、候補地選定段階であり具体的な施設計画が定まっていないことから、候補地近傍に関する状況として、騒音・振動と車両影響に限り検討を行った。ただし、本事業は静岡県環境影響評価条例の第1種事業に該当することから、環境影響評価段階においては、影響予測に必要な事業計画案を定め、大気環境、水環境や動物、植物、生態系等、具体的に環境影響への予測、評価を行い、必要な対策を講ずること。
- ・ 経済性について、本選定委員会では、候補地が1箇所となったことに伴い、評価基準に基づく相対評価による採点は行わなかったが、用地取得費や造成費、周辺道路整備費の施設整備費以外の費用や、インフラ整備費に関し、現時点で得られた情報に基づき推算を行った。今後は、候補地までの収集運搬距離が現状より大幅に延伸する市町における収集運搬コストの増加や中継施設の必要性なども踏まえ、これらを総合的に勘案した経済性の検討を行うことが望まれる。

おわりに

本委員会では、令和 7 年 7 月の第 1 回選定委員会以来、約 1 年間をかけて広域一般廃棄物処理施設建設候補地の検討及び評価を行ってきた。その結果、熱海市候補地について、広域的な処理施設の建設用地として十分な適性を有すると評価し、3 市 2 町の枠組みにおける建設候補地として検討協議会に報告するものである。

今後、検討協議会における協議を経て、熱海市候補地が最終候補地として選定された際には、各市町が広域化への参加判断を行うに当たり、財政運営への影響はもとより、将来にわたる安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築、住民サービスの質の確保、環境影響への配慮など、多角的な観点からの検討が必要となる。

各市町において、地域の持続可能な廃棄物行政の確立を念頭に置いた総合的な検討がなされ、最善の判断が行われる上で、本報告書がその一助となることを本委員会として願うものである。

以 上

【別添資料】

- 資料 1：広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置要綱
- 資料 2：広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 委員名簿
- 資料 3：広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定基準
- 資料 4：選定基準における面積要件の設定根拠
- 資料 5：広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項
- 資料 6：評価項目及び評価基準
- 資料 7-1：第 1 次評価（函南町候補地）
- 資料 7-2：第 1 次評価（熱海市候補地）
- 資料 8-1：第 2 次評価
- 資料 8-2：第 2 次評価検討資料